■規格の変遷（セメントの品質規格）

	5210 「ポルトランドセメント」	5211 「高炉セメント」	5212 「シリカセメント」	5213 「フライアッシュセメント」	5214 「エコセメント」	主な改正点
1950年 3月		制定	制定			
1950年 7月	制定					
1953年 7月	改正	改正	改正			・中庸熱ポルトランドセメントが規定。
1955年 4月		改正	改正			
1956年 7月	改正	改正	改正			
1960年11月	改正	改正	改正	制定		
1964年 3月	改正	改正	改正	改正		
1969年11月	改正	改正	改正	改正		
1973年12月	改正	改正	改正	改正		・超早強ポルトランドセメントが規定。
1977年 2月	改正	改正	改正	改正		
1978年 4月	改正					・耐硫酸塩ポルトランドセメントが規定。
1979年10月	改正	改正	改正	改正		・普通ポルトランドセメントへの少量混合成分の混合が認められた。
1986年 2月	改正					・ポルトランドセメント（低アルカリ形）が規定。
1992年 7月	改正	改正	改正	改正		・全アルカリ（0.75%以下）および塩化物イオン（0.02%以下）の規定値が新制。
1997年 4月	改正	改正	改正	改正		・モルタルの強さ試験方法に伴う品質規格規定値の改正。 ・袋詰めセメントの軽量化（25kg） ・低熱ポルトランドセメントが規定。
2002年 7月					制定	・エコセメントの規格が制定。
2003年11月	改正	改正			改正	・普通ポルトランドセメントの塩化物イオンの規定値が「0.02%以下」から「0.035%以下」に改正。
2009年11月	改正	改正	改正	改正	改正	・早強及び超早強ポルトランドセメントに少量混合成分を 5%以下まで混合しても良い。 ・普通ポルトランドセメントの三酸化硫黄の規定値が「3.0%以下」から「3.5%以下」に改正。 ・普通、早強、超早強ポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント A 種、フライアッシュセメント A 種および普通エコセメントの強熱減量の規定値が「3.0%以下」から「5.0%以下」に改正。
2016年10月					追補	・原材料の一つとして規定している硫酸ナトリウムの規格が廃止されたため、新たに品質及び試験方法を追加。

2019年 3月	追補	追補	追補	追補	改正	・“製造業者”を“生産者”に統一。 ・ポルトランドセメント、エコセメントについては、JIS R 5204 において塩素の測定が可能となった（速硬エコセメントは適用外）。
2026年 3月	改正	改正	改正	改正		・普通ポルトランドセメントおよび混合セメントの少量混合成分の上限が「5%以下」から「10%以下」に改正。 ・普通、早強、超早強ポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメントＡ種およびフライアッシュセメントＡ種の強熱減量の規定値が削除。